

「道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」の規定に基づく補助率等の嵩上げ措置の継続を求める意見書

道路は、都市の骨格を形成し、人流・物流などの市民生活や経済社会活動を支えるとともに、災害時には避難路や救急、救援活動に欠かすことの出来ない最も重要な社会資本であり、着実に整備を進める必要がある。

現在、道路事業においては「道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」の規定に基づき、地域高規格道路や交付金事業の補助率等が嵩上げされているが、この規定が平成 29 年度までの時限措置となっている。

本市においては、緊急交通路等における橋りょうの耐震化および長寿命化、阪神高速道路大和川線をはじめとする都市計画道路整備による道路ネットワークの形成、鉄道の立体交差化、特定道路のバリアフリー化、生活道路の交通環境の改善など、道路の持つ機能を十分に発揮するため、様々な事業を計画的に推進しているところであり、補助率等の低減は、これら都市基盤整備の遅れだけではなく、都市活力の低下や都市防災力向上の遅れなど、市民の安全・安心、ひいては本市の成長に大きな影響が懸念される。

よって、本市議会は、「道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」の補助率等の嵩上げ措置について、平成 30 年度以降も制度が継続されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 29 年 12 月 19 日

堺 市 議 会

衆 議 院 議 長	}	各 宛
参 議 院 議 長		
内 閣 総 理 大 臣		
財 務 大 臣		
総 務 大 臣		
国 土 交 通 大 臣		